

名古屋外国語大学大学院学生の研究費補助に関する規程

第1条 名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生の研究を奨励、援助するための研究費補助（以下「研究費補助」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 研究費補助は、研究助成金とする。ただし、研究費補助の採用は、在学中1回限りとする。

第3条 研究費助成金は、人文学業ともに優秀でかつ健康な本学大学院博士後期課程学生を対象とする。

第4条 研究助成金の採用数は、毎年度若干名とする。

第5条 研究助成金の交付額は、1名につき50,000円までとする。

2 前項の研究助成金の交付額は、年2回に分けて交付する。

3 研究助成金の経費申請は、研究計画遂行に必要な経費（学術雑誌、図書を含む）及び研究をとりまとめるために必要な経費（消耗品、印刷経費を含む）とする。ただし、研究計画の遂行に必要な経費であっても建物に関する経費、旅費（外国旅費を含む）及び給与に使用する経費は含まれない。

4 研究旅費補助に関する事項は別に定める。

第6条 研究助成金の申請は、毎年6月30日までに研究助成金申請書及び指導教授の推薦書を研究科長に提出するものとする。

2 研究期間は、申請時から本大学院を修了する期日までとする。

第7条 前条に定める申請があったときは、採択に関し大学院運営会議の議を経て研究科長がこれを決定する。

第8条 研究助成金を受けた研究（学位論文を含む。）は、その成果の発表の時期を申請書に明記し、本大学院研究報告書に発表するものとする。

2 研究助成金を受けた研究について研究期間内に研究を取りまとめ、本大学院を修了する期日までに交付額に対する決算書を研究科長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年10月12日から施行する。

附 則

名古屋外国語大学大学院学生の研究旅費補助に関する要項（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月24日から施行する。（第2条及び第9条関係）

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。（第2条及び第9条関係）

名古屋外国語大学大学院研究助成金申請書

提出日 年 月 日

身 分	博士後期課程 年	氏 名	⑩		
現 住 所		指導教授			
研究課題	研究課題(計画)の研究内容とその概要を800字以内で添付のこと。				
研究費の明細					
品 名	数量	単 価	金 額	使 用 目 的	
指導教授推薦書					
指導教授 ⑩					

注1 本申請書は、6月30日までに大学院事務室に提出すること。

注2 研究助成金の交付額は1名につき50,000円までとする。